



県章

三重県公報

平成5年10月15日 金曜日 第491号

目次

告示

- 身体障害者福祉法の規定による医療機関の指定 (障害福祉課) 2
- 結核予防法の規定による医療機関の指定 (保健予防課) 2
- 結核予防法の規定による医療機関からの指定の辞退 (同) 3
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護
の設定及びその区域図面の縦覧 (緑化推進課) 3
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による特別保護
地区の指定及びその区域図面の縦覧 (同) 8
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による休猟区
の設定及びその区域図面の縦覧 (同) 11
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止
区域の設定及びその区域図面の縦覧 (同) 16
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令の規定による鳥
獣保護区の存続期間の更新 (同) 16
- 同件 (同) 17
- 津銃猟禁止区域の設定の一部改正 (同) 17
- 津市中河原銃猟禁止区域の設定の一部改正 (同) 17
- 保安林の指定 (林業課) 18
- 同件 (同) 18
- 同件 (同) 19
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求
めるための届出及びその関係調書の縦覧 (漁政課) 20
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 20
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 24
- 都市計画事業の事業計画の認可 (都市計画課) 24

公告

- 第二種大規模小売店舗に関する公示 (商工振興課) 25
- 土地改良事業の認可 (耕地課) 25

課長

課長補佐

主幹

主査

大工

上田

- 土地改良役員の退任及び就任の届出 (耕 地 課) 25
- 土地改良事業の工事を完了した旨の届出 (同) 31
- 第 7 次鳥獣保護事業計画の変更 (緑化推進課) 31
- 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図面の縦覧 (建築営繕課) 31

告 示

三重県告示第540号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、次のとおり医療機関を平成5年10月1日指定した。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

1 指定医療機関

- (1) 医療機関の名称
市立伊勢総合病院
- (2) 所在地
伊勢市楠部町3038番地
- (3) 担当する医療の種類
心臓脈管外科に関する医療
- (4) 主として担当する医師
保田憲基

三重県告示第541号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定した。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
医療法人ネオポリス診療所	員弁郡東員町笹尾東2丁目5番の5	医療法人ネオポリス診療所理事長 榎 並 壽 男	5. 7. 1
医療法人森本内科	伊勢市河崎1-12-2	医療法人森本内科理事長 森 本 美 典	5. 7. 1

むろ医療生活協同組合生協おわせ診療所	尾鷲市大字南裏743番地の3	むろ医療生活協同組合理事長 北 村 道 生	5. 7. 15
岡田皮膚科	名張市百合が丘西2番地66	岡 田 浩 明	5. 7. 20
春田クリニック	松阪市春日町2-82	小 田 眞 也	5. 8. 10
医療法人石川内科医院	四日市市天カ須賀五丁目1番10-3号	医療法人石川内科医院理事長 石 川 能 正	5. 8. 1
医療法人鹿間岸本内科	四日市市鹿間町225-1	医療法人鹿間岸本内科理事長 岸 本 利 洋	5. 8. 1
堤内科クリニック	伊勢市西豊浜町87	堤 清 助	5. 8. 18
武田産婦人科内科	名張市鴻之台1番144号	武 田 守 弘	5. 8. 25
おおたクリニック	松阪市下村町993	太 田 正 隆	5. 9. 17

三重県告示第542号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

施設の名称	所在地	開設者	辞退年月日
ネオポリス診療所	員弁郡東員町笹尾東2丁目5番の5	榎 並 壽 男	5. 6. 30
森 本 内 科	伊勢市河崎1-12-2	森 本 美 典	5. 6. 30
石川内科医院	四日市市天カ須賀五丁目1番10-3号	石 川 能 正	5. 7. 31
岸 本 内 科	四日市市鹿間町225-1	岸 本 利 洋	5. 7. 31

三重県告示第543号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定した。

なお、区域図面は、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び関係県民局農林(水産)事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

1 名称

度会町小川郷鳥獣保護区

2 区域

度会郡度会町川口地内林道伊勢南勢線の伊勢市との境界を起点とし、同所から同境界を南に進み(峰境界)伊勢市と南勢町との境界の交点に至り、同所から南勢町との境界を南に進み火打石と和井野の旧村境界に至り、同所から同境界を西に進み駒ヶ野、和井野、柳との字境界交点に至り、同所から字駒ヶ野と字柳との境界を北西に進み、字駒ヶ野地内の県道伊勢南島線との交点に至り、同所より同県道を北進し起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第2

1 名称

尾鷲市ナサ崎鳥獣保護区

2 区域

尾鷲市ナサ崎を起点とし、同所から海岸線沿いに沿って進み、九鬼町と早田町の境界に至り、同所から西に尾根を進み、早田山山頂に至り、同所から北西に尾根を進み、九鬼町字ヒチカ山と字コノコシと早田町字ウチゴシの交点に至り、同所から北東に尾根を進み、字ヒチカ山と字網代山と字コノコシの交点に至り、同所から尾根を北西に進み、海岸に至り、同所から海岸線を進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第3

1 名称

鈴鹿国定公園鳥獣保護区

2 区域

三重・滋賀両県の境界線(以下「県境」という。)上にある員弁郡北勢町地内青川支流の銚子谷源流点を起点として、同所から同支流を東進し青川本流との交点に至り、同所から同河川左岸を南東に進みサビ谷との交点に至り、同所から同谷を南西に進み同郡北勢町と大安町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進みホタガ谷の東の分水尾根との交点に至り、同所から同谷を南進して字賀川との交点に至り、同所から同河川左岸を南東に進み石樽林道との交点(落合橋)に至り、同所から同林道を南西に進みヤケ山谷とガイルゴ谷の分水尾根との交点に至り、同所から同

尾根を南西に進みガイルゴ谷源流点(編笠岳尾根)との交点に至り、同所から同所と三池谷東の尾根を直線で結ぶ線上を南進し三池谷東の尾根との交点に至り、同所から同尾根を東進し栃谷北の尾根との交点(檜本橋)に至り、同所から林道八風線を西進し昭和44年度治山工事堰堤に至り、同所から同林道と対岸尾根とを直線で結ぶ線上を南進し栃谷対岸尾根との交点に至り同所から同尾根を東進し大谷に至り、同所から同谷を南東に進み三重郡菰野町字吹上と字丁ヶ巾の境界線との交点に至り、同所から同尾根を南進し大谷に至り、同所から同谷を南東に進みケヤゴウ本流と南谷との合流点に至り、同所から同谷を東進し同町字エセビ谷と字鷲ヶ谷の分水尾根との交点に至り、同所から同尾根を南西に進みシゲガ谷と南谷の分水尾根との交点に至り、同所から同尾根を西進し水無谷東の尾根との交点に至り、同所から同尾根を南進し風越谷及び朝明川との交点に至り、同所から同谷を南進し井戸谷(風越峠)との交点に至り同所から同谷を南進し井戸谷と鳥井戸谷との合流点に至り、同所から鳥井戸谷を南西に進み鈴鹿公園有料道路(通称:鈴鹿スカイライン)との交点に至り、同所から同道路を西進し北谷との交点(蒼滝)に至り同所から同谷右岸を東進し三滝川本流との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し湯森谷との交点(湯の山温泉バス停河鹿橋)に至り、同所から同谷を南西に進み四日市市と菰野町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み冠ヶ岳国国有林東の同国有林と民有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同国有林と入道ヶ岳国国有林の境界線との交点に至り、同所から入道ヶ岳国国有林と民有林の境界線を東進し更に同境界線を南進し入道ヶ岳山頂に至る登山道との交点に至り、同所から登山道を南進し入道ヶ岳頂上(標高906.1m)に至り、同所から尾根を南進しオンベ川(小岐須溪谷)との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し一の谷との交点に至り、同所から同谷を南進し野登山登山道との交点に至り、同所から同歩道を南進し亀山市坂本地内で亀山市道模範林線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み亀山市道矢原東線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道亀山停車場石水溪線との交点に至り同所から同県道を北西に進み広域基幹林道鈴鹿南線との交点に至り、同所から同林道に沿って南西に進み同市白木町地内小野川上流との交点(唐谷大橋)に至り、同所から同河川左岸を南東に進み県道水沢野田関線との交点に至り、同所から同県道を南進し関町道古裏停車場線との交点に至り、同所から同町道を南進し国道1号線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み関町道転石観音山線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み関町道新所白木一色線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み東海自然歩道支線との交点に至り、同所から同歩道を北西

に進み亀山市と関町の境界線に至り、同所から同境界線を北西に進み広域基幹林道鈴鹿南線との交点に至り、同所から同林道に沿って南西に進み関町道大広河原ヶ谷線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み国道1号線との交点に至り、同所から同国道を西進し林道神大滝線との交点に至り、同所から同林道を西進し割谷との交点に至り、同所から同谷を北進し県境との交点に至り、同所から県境を北進し起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第4

1 名称

上野市中央鳥獣保護区

2 区域

上野市守田町地内国道25号線(名阪国道)と国道368号線との交差点(名阪国道上野インターチェンジ)を起点とし、同所より国道368号線を北に進み、同国道と、市道八幡町伊賀上野橋線との交点に至り、同所より同市道を北に進み、同市道と市道鍵屋ノ辻木興町線との交点に至り、同所より市道鍵屋ノ辻木興町線を北西に進み、同市道と市道農人町鍵屋ノ辻長田線との交点に至り、同所より市道農人町鍵屋ノ辻長田線を東に進み、同市道と市道中町新長田橋線との交点に至り、同所より市道中町新長田橋線を北に進み、同市道と国道163号線との交点に至り、同所より同国道を東に進み、同国道と市道八幡町伊賀上野橋線との交点に至り、同所より同市道を北に進み、同市道と国道422号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み、同国道と服部川左岸堤防との交点(伊賀上野橋南詰)に至り、同所より服部川左岸堤防を南東(上流)に進み、西明寺地内を経て、同左岸堤防と国道25号線(名阪国道)との交点(服部川大橋南詰)に至り、同所より、国道25号線(名阪国道)を南に進み、近鉄伊賀線跨道橋を経て、同国道(名阪国道)と国道422号線との交点(上野東インターチェンジ)に至り、同所より国道422号線を南に進み、同国道と市道守田四十九町線との交点に至り、同所より市道守田四十九町線を南に進み、四十九町地内を経て西へ進み、同市道と国道368号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第5

1 名称

大山田村真泥池鳥獣保護区

2 区域

阿山郡大山田村大字畑村地内、国道163号線と真泥大橋北詰を起点とし、同所から同道を東進して大字広瀬地内広瀬橋北詰との交点に至り同所より県道伊賀青山線を南進して農免道路との交点に至り、同所から同道を西進して県道主要地方道上野大山田線との交点に至り、これを横断して村道出後線を北上して再び農免道路との交点に至り、これを西進して村道向山3号線に至り、同道を南下して大山田村と上野市の境界に至り、さらに境界に沿って西進し村道南山山神線の延長線と村界との交差する地点に至り、同所から村道南山山神を東進し村道大峰線との交点に至り、大峰線を北上し村道南山山神線との交点に至り、同道を東南へ進み村道中出岩井谷線との交点に至り、同所より北上し尾根に沿って標高278.8mの地点に至り、この地点より東進し、谷に沿って谷地田の南側畦畔に至り、さらに東進し村道真泥ダム線との交点に至り、同道を東進し村道真泥上友生線との交点に至り、同所から同道を北上して起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第6

1 名称

的矢鳥獣保護区

2 区域

志摩郡磯部町の矢地内志摩開発有料道路(パールロード)と、鳥羽磯部線との交差点を起点とし、鳥羽磯部線を北西に進み矢と山田の境界に至り、同境界を東北東に進み私道とパールロードの交差点に至り、同所よりパールロードを南に進み矢湾大橋に至り、東方向海岸線を進み、宮ノ鼻に至り、同所から同海岸線を北に進み公有水面に至り、同所から本町と阿児町の境界に至り、公有水面上の境界を南西に進み上陸して西に進み阿児町と磯部町三ヶ所及び坂崎の境界に至り、三ヶ所坂崎線を坪井川河川まで進み坪井川を北上し海岸線に至り、海岸線スペイン村外周に進み、同パールロードを北に進み、鳥羽磯部線の交点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第7

1 名称

飯高町蓮鳥獣保護区

2 区域

飯南郡飯高町大字蓮地内のヌタハラ谷と千石谷との交流点を起点とし

て、同所より千石谷を西（上流）に進み、赤谷に至り赤谷を西に進み同谷と千石平国有林310林班と312林班及び314林班の境界線との交点（五段の滝）に至り、同所から同境界線を南に進み同国有林312林班と314林班の境界線との交点に至り、同所より312林班と314林班の境界線を南に進み同国有林313林班と312林班の境界線との交点に至り、同所より313林班と312林班の境界線を西に進み同国有林と三重県と奈良県の境界線との交点に至り、同所より県境界線を北に進み同国有林311林班と民有林の境界線との交点（穂高明神）に至り、同所より同林班境界線を東に進み、標高1402mの三角点を経て同国有林315林班と309林班の境界線を南東に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 5 年 11 月 1 日から平成 15 年 10 月 31 日まで

三重県告示第 544 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 8 条ノ 8 第 3 項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定した。

なお、区域図面は、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び関係県民局農林（水産）事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

1 名称

釈迦ヶ岳特別保護地区

2 区域

三重・滋賀両県の境界線（以下「県境」という。）上にある釈迦ヶ岳頂上三角点(1,092.2m)を起点とし、同所から県境を北進し菰野町大字田光字水晶ヶ谷と同町大字田光字瀧ヶ谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を東進し途中枝尾根から南東に進み田光川分流に至り、同所から同河川を150m東進しさらに同地点から谷を南進し同町大字田光字瀧ヶ谷と同町大字田光字栃谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から南東に進み栃谷本流との交点に至り、同所から対岸尾根を南進し同町大字田光と同町大字杉谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同尾根を西進し同町大字杉谷字岩ヶ峰と同町大字杉谷字釈迦ヶ嶽の境界線（谷）との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同町大字杉谷字釈迦ヶ嶽と同町大字杉谷字河中の境界線（谷）との交点（合流点）に至り、同所から同境界線を南西に進み釈迦ヶ岳より東に延びる尾根との交点に至り、同所

から同尾根を東進し同町大字杉谷字頭巾掛と同町大字杉谷字唐戸谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を南進しやげこ谷との交点に至り、同所から同谷を東進し同町大字杉谷字大蔭と同町大字杉谷字石原谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同町大字杉谷と大字千草の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同町大字千草字庵座と同町大字千草流レ谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を南進し途中枝尾根から南西に進み庵座谷との交点に至り、同所から同町大字千草字間谷と同町大字千草字椿原の境界線（尾根）を南西に進み同町大字千草字間谷と同町大字千草字大井谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線（尾根）を北西に進み同町大字千草字大井谷と同町大字千草字猫岩の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同町大字千草字上稗田と同町大字千草字中稗田の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を西進し朝明川との交点に至り、同所から同河川を南進し朝明川分流伏木谷との合流点に至り、同所から伏木谷を北西に進み県境との交点に至り、同所から県境を北進し起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 5 年 11 月 1 日から平成 15 年 10 月 31 日まで

第 2

1 名称

御在所岳特別保護地区

2 区域

三重・滋賀両県の境界線（以下「県境」という。）上の御在所岳頂上三角点(1,209.8m)の東側、菰野町大字菰野地内・御在所岳山上公園東公園の通称朝陽台広場南東にある通称富士見岩を起点とし、同所から同所より国見峠に至る歩道を北西に進み第 1 号杭に至り、同所から同杭と藤内小屋より国見峠に至る登山道（通称：裏登山道）にある第 2 号杭とを結ぶ直線上を北進し第 2 号杭に至り、同所から同登山道を東進し第 3 号杭に至り、同所から同杭と御在所岳ロープウェイ北側の尾根上を御在所岳山上公園東公園へ向かう登山道（通称：中登山道）上にある第 4 号杭とを結ぶ直線上を南進し第 4 号杭に至り、同所から同杭と一ノ谷をはさんで南にある尾根上の第 5 号杭とを結ぶ直線上を南進し第 5 号杭に至り、同所から同杭と鈴鹿公園有料道路（通称：鈴鹿スカイライン）わきにある第 6 号杭とを結ぶ直線上を南進し第 6 号杭に至り、同所から同有料道路を西進し県境との交点に至り、同所から県境を北進し県境と御在所岳山上公園道路（通称：幹線道路）との交点に至り、同所から同所と同所より南東に伸びる尾根上に

ある第7号杭とを結ぶ直線上を南東に進み第7号杭に至り、同所から同杭と御在所岳ロープウェイ山上公園駅の南60mの尾根上にある第8号杭とを結ぶ直線上を北東に進み第8号杭に至り、同所から同杭と起点とを結ぶ直線上を北東に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第3

1 名称

入道ヶ岳特別保護地区

2 区域

鈴鹿市小岐須町地内にある入道ヶ岳頂上三角点(906.1m)を起点とし、同所から同所より南西に延びる尾根上を100m進みさらに60m南進し第1号杭に至り、同所から同杭と池の谷をはさんだ西側の尾根にある第2号杭とを結ぶ直線上を北西に進み第2号杭に至り、同所から同尾根を北進し入道ヶ岳国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し四日市市宮妻地内宮妻峽ヒュッテより入道ヶ岳山頂に至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を南進し起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第4

1 名称

野登山特別保護地区

2 区域

亀山市大字安坂山字野登山地内にある野登寺境内地(2891番地、2892番地)一円の区域。ただし、野登山登山道より東側の区域を除く。

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

第5

1 名称

定ノ鼻・見江島特別保護地区

2 区域

定ノ鼻南端(通称オハライ)を起点として、同所より海岸線を北西に1.6km進み鞍部に至り、同所より鞍部を東に進み神前浦海岸線に至り、同所より同海岸線を南東に進みおのち南西に進み起点に至る一円の区域及び見江島

3 存続期間

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

三重県告示第545号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第9条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定した。

なお、区域図面は、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び関係県民局農林(水産)事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

1 名称

北勢町南部休猟区

2 区域

員弁郡北勢町地内員弁川左岸と国道306号線との交点(北勢大橋)を起点とし、同所から同国道を南進し多志田川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を西進し県道西野尻麓村線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道治17号線との交点に至り、同所から同町道を南進し国道306号線との交点に至り、同所から同国道を南進し青川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を東進し北勢町と大安町の境界線の対岸に至り、同所から青川を渡り同境界線を南東に進み員弁川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北進し山田川右岸の対岸に至り、同所から員弁川を渡り、山田川右岸を北進し小穴谷川合流点に至り、同所から同河川右岸を北進し、県道東貝野・南中津原・丹生川停車場線との交点(南中津原橋)に至り、同所から同県道を北東に進み町道山102号線との交点に至り、同所から同町道を北進し林道小穴谷線との交点に至り、同所から同林道を北進し県道東貝野・南中津原・丹生川停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道山34号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道山34号線との交点に至り、同所から同町道を西進し山郷大池管理道との交点に至り、同所から同管理道を西進し山郷大池堤体に至り、同所から同堤体方向見通し線に沿って西進し県道畑毛・東貝野・阿下喜線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道東貝野・南中津原・丹生川停車場線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道阿63号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道十85号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道阿67号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道十77号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道南濃北勢線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道十104号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道畑毛本郷線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道阿

77号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道阿50号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み鎌田川左岸と町道阿52号線との交点に至り、同所から同町道を西進し北勢町と藤原町の境界線境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進しさらに西進し員弁川左岸との交点(前川橋)に至り、同所から員弁川左岸を南進し起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第2

1 名称

鈴鹿市庄内伊船休猟区

2 区域

鈴鹿市深溝町地内県道三柵四日市線と広域営農団地基幹農道(通称:フラワーロード)との交点を起点とし、同所から同農道を南進し市道伊船167号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道三柵長沢線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東名阪自動車道路との交点に至り、同所から同自動車道路沿いに南西に進み国道306号線との交点に至り、同所から同国道を南進し県道三柵高塚線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道東庄内68号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み八島川との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道水沢野田関線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道西庄内45号線との交点に至り同所から同市道を北東に進み県道鈴鹿公園長沢線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道伊船64号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道神戸長沢線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道三柵四日市線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第3

1 名称

河芸町休猟区

2 区域

安芸郡河芸町大字浜田地内伊勢鉄道と町道中瀬北黒田線との交点を起点として同道を西へ進み同道と国道306号線との交点に至り、同所から国道306号線を北へ進み、町道三行大門線との交点に至る。同所から同町道を北へ進み田中川右堤との交点に至り、同所から同堤を東進し伊勢鉄道との交点に至る。同所から起点に至る伊勢鉄道以西の一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第4

1 名称

芸濃町河内休猟区

2 区域

安芸郡芸濃町河内地内の県道津芸濃大山田線と柚谷林道との交点(六呂屋橋西詰)を起点として、同所より同県道を南に進み、同県道と黒曾林道との交点に至り、同所より同林道を南に進み、同林道の終点に至り、同所より美里村大字平木地内の中畑林道に通じる山道を南西に進み、同山道と芸濃町と安芸郡美里村の境界線との交点に至り、同所より同境界線を南西に進み、同境界線と芸濃町と阿山郡大山田村の境界線との交点に至り、同所より芸濃町と大山田村の境界線を北西に進み、同境界線と阿山郡大山田村大字上阿波字柳ノ谷地内の封戸谷林道の終点と芸濃町河内字尾野田地内柚谷林道の終点を結ぶ山道との交点に至り、同所より同山道を東に進み、柚谷林道の終点に至り、同所より同林道を東に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第5

1 名称

久居市県行造林休猟区

2 区域

久居市と一志郡白山町の境界線と県道青山高原公園線の交点を起点として、同所より同県道を北東(美里村方面)に進み、同県道と阿山郡大山田村との境界線に至り、同所より同境界線を北東に進み、同県道との交点に至り、同所より同県道を南に進み、榑原県行造林東端の区域境界線との交点に至り、同所より同境界線を南東に進み、白山町との境界線の交点に至り、同所より同境界線を西に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第6

1 名称

大台町東部休猟区

2 区域

県道新田野原線の野原橋を起点として、一級河川宮川に沿って下流へ田口大橋を超え、更に下流へ宮川と深谷川の交点(多気町、度会町、大台町

の町境)に至る。同所より深谷川を上流へ進み、多気町と大台町の町境界を西に進み、勢和村と大台町の境界の国道42号線の境橋を横切り、境界をJR紀勢本線沿いに南に進み、一級河川濁川を上流にJRを超え濁川支流通称宮野谷を上流に進み、宮野池を東西に、新田池を南北に横切り、境界沿いに南に進みJR線沿いに不動谷まで進み、不動谷を下流に国道42号線を越え一級河川宮川へ、宮川を東へ起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第7

1 名称

阿山町友田休養区

2 区域

阿山郡阿山町大字中友田字ゴロバク地内県道伊賀甲南線と県道上友田円徳院線との交点を起点として、県道上友田円徳院線を東に進み同県道と県道伊賀信楽線との交点に至り、同所から県道伊賀信楽線を東に進み伊賀町との町境に至り、町境に沿って進み友田第2農免道路に至り、同所から町境に沿って進み県道伊賀甲南線に至り、同所から県道伊賀甲南線を北に進み県道上友田円徳院線に至る線により囲まれた区域とする。

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第8

1 名称

伊賀町中柘植休養区

2 区域

阿山郡伊賀町大字橋岡地内JR関西本線と畜環農道との交点を起点として、同所より同農道を北に進み、阿山町と伊賀町の境界線との交点に至り、同所より同境界線を東に進み、町道橋岡小杉線との交点(大字小杉地内)に至り、同所より同町道を北に進み、県道伊賀信楽線との交点に至り、同所より同県道を東に進み、JR関西本線との交点に至り、同所より起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第9

1 名称

大山田村笠取休養区

2 区域

阿山郡大山田村大字広瀬地内、国道163号線と県道伊賀青山線の交点を起点として、国道163号線を北東に進み村道見曾野狩ヶ谷線との交点に至り、同所から同道をさらに北西に進み、林道槇野線との交点に至る。同所から同道を南東に下り美里村との境界に至る。さらに境界に沿って南西に下り、久居市との境界に至る。境界に沿って南に下り、林道奥馬野線との交点に至る。同所から同道を北西に進み県道伊賀青山線に至る。同道を北上し起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第10

1 名称

名張市葛尾休養区

2 区域

名張市薦生地内主要地方道奈良名張線、下田橋東詰を起点として、通称下田川(溪流)を南に進み、下三谷地内、同溪流最上流部で山道との交点に至り、同所から同山道を南に進み、途中奈良県山辺郡山添村との境界に至り、同所から同境界を北西に進み、葛尾地内で主要地方道奈良名張線と県道上笠間八幡名張線との交点に至る。さらに同境界を北西及び北東並びに南東に進み、葛尾地内波多野橋東詰に至り、同所から主要地方道奈良名張線を東に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

第11

1 名称

熊野市大又休養区

2 区域

熊野市飛鳥町字木屋黒地内、佐渡林道と大又川右岸との交点(佐渡橋北詰)を起点とし、同所から同川右岸を南西に進み、同川右岸と民有林272林班と国有林62林班との境界との交点に至り、同所から同林班の境界を北西に進み、同林班の境界と民有林272林班と国有林61-1林班との境界との交点に至り、同所から同林班の境界を西に進み、同林班の境界とカマツカ沢との交点に至り、同所から民有林272林班と国有林60林班との境界を西に進み、同林班の境界と民有林272林班と国有林59林班との境界との交点に至り、同所から同林班の境界を西に進み、同林班の境界と大又林道との交点に至り、同所から同林班の境界を北西に進み、同林道と国有林59林班と民有林274林班との境界との交点に至り、同所から同林班の境界を北

東に進み、国有林47林班と民有林274林班との境界との交点に至り、同所から西に進み、同林班と大又林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み、同林道と国有林46林班と民有林273林班との境界との交点に至り、同所から同林班の境界を東に進み、同林班の境界と国有林37林班と民有林273林班との境界との交点に至り、同所から同林班の境界を北に進み、同林班の境界と国有林45林班と民有林273林班との境界との交点に至り、同所から同林班の境界を西に進み、同林班の境界と大又林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み、同林道と佐渡林道の終点（通称池の宿洞門東口）に至り、同所から同林道を北東に進み、同林道と塔谷林道との交点に至り、同所から更に同林道を南東に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成8年10月31日まで

三重県告示第546号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第10条の規定に基づき、次のとおり猟銃禁止区域を設定した。

なお、区域図面は、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び関係県民局農林(水産)事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

1 名称

阿児町鶴方・国府銃猟禁止区域

2 区域

志摩郡阿児町大字鶴方字鶴方道地内、県道安乗港線と志摩開発有料道路(パールロード)との交点を起点として志摩開発有料道路(パールロード)を北に進み、町道開拓幹線との交点に至り、同所から町道開拓幹線を南に進みゴルフ練習場「スイング」から約170m南に進んだ農道との交点に至り、同所から東に約900m進み町道開拓2号線と町道開拓3号線との交点に至り、町道開拓3号線を南に進み県道安乗港線との交点に至り、県道安乗港線を西に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成5年11月1日から平成25年10月31日まで

三重県告示第547号

鳥獣保護区の設定(昭和58年三重県告示第577号)で告示した鳥獣保護区のうち第2から第4及び第8から第10までの存続期間を鳥獣保護区及狩猟ニ関ス

ル法律施行令(昭和28年政令第254号)第1条第2項の規定により次のとおり更新した。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

三重県告示第548号

鳥獣保護区の設定(昭和58年三重県告示第578号)で告示した鳥獣保護区のうち第1から第3までの存続期間を鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和28年政令第254号)第1条第2項の規定により次のとおり更新した。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

平成5年11月1日から平成15年10月31日まで

三重県告示第549号

津銃猟禁止区域の設定(昭和43年三重県告示第707号)の一部を次のように改正し、平成5年11月1日から施行する。

なお、区域図面は、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び関係県民局農林(水産)事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

区域を次のように改める。

2 区域

津市一身田町地内の一身田小学校南前の紀勢本線踏切りを起点として、鉄道線路に沿って南に進み、安濃川鉄橋北詰に至り、同点より安濃川右岸を上流に進み、市道納所橋に至り、同点より南に進み、市道丸之内神納町線の交点に至り、同点より西に進み、県道一身田豊野・久居線との交点に至り、同点より一身田町に通ずる県道一身田豊野・久居線を北に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域

三重県告示第550号

津市中河原銃猟禁止区域の設定(昭和49年三重県告示第669号)の一部を次のように改正し、平成5年11月1日から施行する。

なお、区域図面は、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び関係県民局農林(水産)事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

区域を次のように改める。

2 区域

津市島崎町地内の国道23号線バイパス道路の安濃津橋北詰を起点として、安濃川左岸の堤防を東に約300メートル進み、同所から市道島崎町第6号を北へ進み志登茂川右岸堤防に至る。同所から同堤防を東に進み、同堤防の東端より海上を東へ約300メートル進み、同所から海上を南へ約600メートル進んだ点に至る。同所より安濃川右岸堤防に至り、同所から同堤防を海岸に沿って南に進み、県道津海岸線との交点に至る。同所から同県道を西に進み、同市乙部地内にて市道搭世橋南郊線との交点に至る。同所から同道路を北西に進み、同市中河原地内にて国道23号線バイパス道路との交点に至り、同所から同バイパス道路を北東に進み、起点に至る一円の区域

三重県告示第551号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項及び同法施行令（昭和26年政令第276号）第5条第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

1 保安林の所在場所

鳥羽市船津町字乙ノ坂158の33

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項及び同法施行令（昭和26年政

令第276号)第5条第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

1 保安林の所在場所

多気郡宮川村大字下真手字上河内887の1、887の9

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上河内887の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び宮川村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項及び同法施行令（昭和26年政令第276号）第5条第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成5年10月15日

三重県知事 田 川 亮 三

1 保安林の所在場所

多気郡宮川村大字大杉字父ヶ谷461の2

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び宮川村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第554号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めるため、発起人から次のとおり届出があった。

なお、この届出に係る指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて、平成5年10月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

加入区の名	発起人の住所	氏名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
答志	鳥羽市答志町同所	永富洋一 勢力信行	答志漁業協同組合
神明	志摩郡阿児町神明同所	三橋英雄 中北久吉	神明漁業協同組合
内瀬	度会郡南勢町内瀬同所	古谷楠生 萩原忠	内瀬浦漁業協同組合
海野	北牟婁郡紀伊長島町海野同所	浜畑司 東誠	海野漁業協同組合

三重県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川合大宮線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大宮町大字阿曾3060-1番地先から 度会郡大宮町大字阿曾3061-1番地先まで	旧	3.00~6.00	78.00
	新	6.50~11.00	78.00

第2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡紀勢町大字崎字タジ原3715番地先から 度会郡紀勢町大字崎字タジ原3712-2番地先まで	旧	4.00~7.00	350.00
	新	12.00~39.00	350.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 打見大台線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大宮町大字船木字出合7-5番地から 度会郡大宮町大字船木字出合27-27番地まで	旧 新	3.50~9.00	314.80
	新	11.00~28.00	314.80

第4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩郡志摩町布施田字出口2869-1番地先から 志摩郡志摩町和具字浦田3482-1番地先まで	新	11.50~50.00	2,410.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国府磯部線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
志摩郡磯部町坂崎字浅野120-447番地先から 志摩郡磯部町坂崎字長磯2番地先まで		旧	4.60~6.00		595.00
		新	10.00~20.00		595.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
四日市々東坂部町字五郎ヶ下717-1番地先から 四日市々東坂部町字森ノ東200番地先まで		旧	3.30~6.00		145.00
		新	4.00~17.00		345.00

第7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
鈴鹿郡関町大字新所字岩傳84-1地先から 鈴鹿郡関町大字新所字岩傳84-1地先まで		旧	8.00~9.50		77.00
		新	12.00~16.00		77.00

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
名賀郡青山町大字霧生字冷ヶ窪2191-3番地か ら 名賀郡青山町大字霧生字冷ヶ窪2176-4番地ま で		旧	3.80~6.80		310.00
		新	5.40~27.00		310.00

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川東佐那具線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
阿山郡伊賀町大字川西字西之野767-3番地から 阿山郡伊賀町大字川西字西之野777-3番地まで		旧	4.40~10.00		108.00
		新	7.00~11.20		108.00

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上稲葉羽野線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
久居市森町字下山田2039番の45から 久居市森町字下山田2039番の47まで		旧	6.20~11.60		87.40
		新	8.80~12.00		87.40

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津芸濃大山田線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
津市西古河町466番地から 津市安東町字茨2212-4番地まで		旧	4.50~6.50		4,700.00
		新	7.50~25.00		4,640.00

第12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野大山田線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
上野市上友生字西川原673-4番地から 上野市上友生字上垣内783-3番地まで		旧	11.00~15.00		87.00
		新	7.00~33.00		101.00

第13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野大山田線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
上野市界外字桧原1065番地から 上野市上友生字四ノ坪154-1番地まで		旧	5.20~9.80	860.00
		新	8.20~15.60	860.00

三重県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川合大宮線	度会郡大宮町大字阿曾3060-1番地先から 度会郡大宮町大字阿曾3061-1番地先まで	平成5年10月15日
一般国道 260号	度会郡紀勢町大字崎字タジ原3715番地先から 度会郡紀勢町大字崎字タジ原3712-2番地先まで	平成5年10月15日
一般国道 422号	上野市諏訪字北前山3968-4番地から 上野市諏訪字北前山3969番地先まで	平成5年10月15日
県道 桧原大内山線	度会郡大内山村字川口前1864-2番地先から 度会郡大内山村字川口前1827-2番地先まで	平成5年10月15日
県道 打見大台線	度会郡大宮町大字船木字出合7-5番地先から 度会郡大宮町大字船木字出合27-27番地先まで	平成5年10月15日

三重県告示557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

- 1 施行者の名称
名張市

2 都市計画事業の種類及び名称

名張都市計画道路事業

3・5・16号平尾朝日町線及び3・5・11号平尾南町下比奈知線

3 事業施行期間

平成4年12月18日から平成9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成4年三重県告示第617号の事業地のうち朝日町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

公 告

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

1 届出者の名称

株式会社伊勢志摩開発

2 建物の名称及び所在地

志摩ショッピングセンター

志摩郡志摩町布施田1700番地1ほか13筆

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、伊賀町宮土地改良事業（団体営ため池等整備事業山の田池地区老朽ため池等整備）を平成5年5月24日認可した。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

○員弁川用水第三土地改良区（桑名市中央町2丁目37番地）

退任理事

桑名市大字江場166番地	佐藤捨生
“ 大字福島787番地	水谷政男
“ 大字東方2046番地の1	木村茂壽
“ 大字桑部2467番地	小川菊郎
“ 大字能部1121番地	黒田勝一
“ 大字西金井350番地の1	松岡矢朝雄
“ 大字増田440番地	福田正行
“ 大字蓮花寺301番地	内山昭英
“ 大字稗田319番地	後藤勉
“ 大字西別所1375番地	水谷博茂
“ 大字坂井857番地	中川幸衛
“ 大字芳ヶ崎1017番地	城田恒八
“ 大字森忠493番地	毛利季雄
“ 大字星川1389番地	伊藤敬一
“ 大字志知1499番地	中川重哉

退任監事

桑名市大字桑部764番地	伊藤正
“ 大字額田271番地の3	神保資治
“ 大字坂井529番地	郡環
“ 大字五反田1127番地	三林義視

就任理事

桑名市大字江場284番地	水谷春美
“ 大字福島94番地	水谷長晴
“ 大字東方2046番地の1	木村茂壽
“ 大字桑部2467番地	小川菊郎
“ 大字能部1121番地	黒田勝一
“ “ 1177番地	黒田進
“ 大字増田440番地	福田正行
“ 大字蓮花寺301番地	内山昭英
“ 大字稗田319番地	後藤勉
“ 大字西別所1375番地	水谷博茂
“ 大字坂井857番地	中川幸衛
“ 大字芳ヶ崎1017番地	城田恒八
“ 大字森忠493番地	毛利季雄
“ 大字星川1389番地	伊藤清作

桑名市大字志知1499番地

中川重哉

就任監事

桑名市大字桑部764番地	伊藤正
“ 大字額田271番地の3	神保資治
“ 大字坂井529番地	郡環
“ 大字五反田1127番地	三林義視

○上深谷土地改良区(桑名市大字上深谷部1680番地の6)

退任理事

桑名市大字上深谷部170番地	片岡勇一
“ “ 166番地	水谷義一
“ “ 160番地	近藤慧
“ “ 179番地	土井喜一
“ “ 185番地の2	水谷文市
“ “ 1676番地	筒井重信
“ “ 712番地	森渡
“ “ 1416番地の1	澤田専一郎
“ “ 1422番地	大平俊夫
“ “ 1392番地	土井甚郎
“ “ 1386番地	土井憲雄
“ “ 1368番地	近藤周一
“ “ 1500番地	羽根田清一
“ 大字今島1291番地	安田藤助
“ “ 1441番地	伊藤二男

退任監事

桑名市大字上深谷部823番地	鈴木文雄
“ “ 177番地	海老原大行
“ “ 1366番地	土井保行

就任理事

桑名市大字上深谷部170番地	片岡勇一
“ “ 166番地	水谷義一
“ “ 160番地	近藤慧
“ “ 179番地	土井喜一
“ “ 185番地の2	水谷文市
“ “ 1676番地	筒井重信
“ “ 712番地	森渡
“ “ 1416番地の1	澤田専一郎

桑名市大字上深谷部1422番地
 " " 1392番地
 " " 1386番地
 " " 1368番地
 " " 1500番地
 " 大字今島1291番地
 " " 1441番地

大平俊夫
 土井甚郎
 土井憲雄
 近藤周一
 羽根田清一
 安田藤助
 伊藤二男

就任監事

桑名市大字上深谷部823番地
 " " 177番地
 " " 1366番地

鈴木文雄
 海老原大
 土井保行

○十社北部土地改良区(員弁郡北勢町大字阿下喜2633番地)

退任理事

員弁郡北勢町大字川原149番地

近藤一翁

○藤原中部土地改良区(員弁郡藤原町大字市場115番地)

退任理事

員弁郡藤原町大字市場377番地
 " " " 431番地の1
 " " " 697番地
 " " 大字本郷202番地の1
 " " " 711番地
 " " " 1022番地
 " " 大字山口1512番地の2
 " " " 2058番地
 " " " 2098番地

藤田良二
 林守
 佐藤健之助
 羽場茂之
 川添涼
 羽場秋雄
 梅山末一
 藤岡薫
 藤田昭

退任監事

員弁郡藤原町大字市場419番地
 " " 大字本郷221番地
 " " 大字山口275番地

伊藤清綱
 種村壽
 藤井宏

就任理事

員弁郡藤原町大字市場377番地
 " " " 431番地の1
 " " " 697番地
 " " 大字本郷202番地の1
 " " " 711番地
 " " " 1022番地

藤田良二
 林守
 佐藤健之助
 羽場茂之
 川添涼
 羽場秋雄

員弁郡藤原町大字山口1512番地の2
 " " " 2058番地
 " " " 2098番地

梅山末一
 藤岡薫
 藤田昭

就任監事

員弁郡藤原町大字市場419番地
 " " 大字本郷221番地
 " " 大字山口275番地

伊藤清綱
 種村壽
 藤井宏

○尾崎土地改良区(員弁郡藤原町大字市場115番地)

退任理事

員弁郡藤原町大字篠立173番地
 " " " 440番地
 " " " 640番地の1
 " " " 1026番地
 " " " 64番地
 " " " 413番地
 " " " 582番地

三羽廣次
 武笠徳市
 川添好平
 加藤嘉次
 高橋延生
 三羽健一
 武笠庄七

退任監事

員弁郡藤原町大字篠立782番地
 " " " 203番地

三輪清慈
 斎藤一郎

就任理事

員弁郡藤原町大字篠立173番地
 " " " 582番地
 " " " 640番地の1
 " " " 1026番地
 " " " 64番地
 " " " 413番地
 " " " 237番地

三羽廣次
 武笠庄七
 川添好平
 加藤嘉次
 高橋延生
 三羽健一
 三羽忠雄

就任監事

員弁郡藤原町大字篠立782番地
 " " " 203番地

三輪清慈
 斎藤一郎

○赤尾土地改良区(桑名市大字赤尾1039番地の1)

退任理事

桑名市大字赤尾1008番地
 " " 1196番地
 " " 1283番地
 " " 1160番地

伊藤昇
 榎本武
 榎本久英
 栗原清實

桑名市大字赤尾946番地
 " " 986番地
 " " 996番地
 " " 999番地
 " " 1214番地
 " " 1176番地
 " " 428番地の4
 " " 1163番地
 " " 1174番地
 " " 630番地
 " 大字能部1121番地

城田善和
 城田義仁
 瀬古健一
 瀬古義博
 瀬古正義
 瀬古五七男
 瀬古治男
 廣田稔
 廣田清
 廣田宗一
 黒田勝一

退任監事

桑名市大字赤尾1203番地
 " " 935番地
 " " 993番地

城田宗之
 城田正夫
 城田金弥

就任理事

桑名市大字赤尾1008番地
 " " 1196番地
 " " 1283番地
 " " 1160番地
 " " 946番地
 " " 986番地
 " " 996番地
 " " 999番地
 " " 1176番地
 " " 428番地の4
 " " 1214番地
 " " 1163番地
 " " 1174番地
 " " 630番地
 " " 169番地

伊藤昇
 榎本武
 榎本久英
 栗原清實
 城田善和
 城田義仁
 瀬古健一
 瀬古義博
 瀬古五七男
 瀬古治男
 瀬古正温
 廣田稔
 廣田清
 廣田宗一
 小笠原弘

就任監事

桑名市大字赤尾1203番地
 " " 935番地
 " " 993番地

城田宗之
 城田正夫
 城田金弥

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があった。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三
 事業主体名 事業名及び地区名 工事完了年月日
 菰野町 農村基盤総合整備事業 朝上 平成5年3月30日
 北部地区

第7次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更したので、公表する。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三
 「次」は、省略し、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び関係県民局農林（水産）事務所林政部に備え置いて縦覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、所管の県民局土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成5年10月15日

三重県知事 田川亮三

指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 m	延 長 m
平成5年 9月28日	有限会社ミヤマ不動産 代表取締役 山口恭三	四日市市生桑町 2095-9	亀山市田村町字西谷31-10	A	5.0	20.0



新たな“であい”を求めて

まつり博・三重'94

WORLD
FESTIVAL
EXPOSITION
MIE'94

1994・7/22 ▶ 11/6 伊勢市 朝熊山麓



毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成5年10月15日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課